

高等学校等専攻科 証明書発行担当者様へ・・・裏面をご一読のうえ、発行いただきますようお願いいたします。

高等学校等専攻科修了・単位修得等証明書【3年次編入学】

フリガナ	性別	生年月日
氏 名	男 女	西暦 年 月 日

上記は志願者本人が記入してください。以下は全て証明書発行担当者様にご記入をお願いします。

①高等学校等専攻科修了証明書

出身校・専攻科 (在学時名称)	学校 専攻科	☐ 全日制 ☐ 通信制 ☐ 定時制 ☐ 特別支援学校
専攻科設置 届出受理	西暦 年 月 (学校創立年月ではありません。上記専攻科の設置届出受理年月を記入してください。)	
在学期間	年 月 日 入学 ～ 年 月 日 卒業 (卒業見込)	

★上記学生の出身専攻科について、該当する方の□にレ点をご記入ください。

☐ 上記の者は、 ・修業年限が 2年以上 であり、 ・かつ、平成28年文部科学省告示第 63号 の基準を満たす課程を修了した者である。	☐ 上記の者は、 ・修業年限が 2年以上 であり、 ・かつ、平成28年文部科学省告示第 64号 の基準を満たす課程を修了した者である。
--	--

②単位修得等証明書

修得科目を区分別（一般・専門等）にご記入ください。成績証明書を別に提出していただいても差しつかえありません。

授業科目名 (共通教科・科目)	単位数	評価	授業科目名 (専門教科・科目)	単位数	評価	授業科目名 (一般科目)	単位数	評価
						小計		
小計			小計			総 計		

上記の記載事項のとおり証明する。 学校所在地 学校名 学校長名	年 月 日 印	【証明書照会先】 担当部課： 担当者名： 電 話：
--	--------------------	------------------------------------

○高等学校等の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の概要（全日制の場合）

【修業年限】 2年以上

（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 100 条の 2 第 1 号）

【修了要件】 62 単位以上

（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）

※ 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- ① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- ③ 1 の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、上の①、②に規定する基準を考慮して高等学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

【教員組織】 専攻科の全日制的課程における教員の数は、（文部科学省告示の）別表第 1 に定める数以上とすること。

教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下同じ。）でなければならないこと。ただし、当該専任の教員の数は 3 人を下ることができないこと（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）。

【施設】 専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならないこと。

専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならないこと（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）。